

意見募集期間

2024 年 10 月 9 日～2024 年 10 月 23 日

容量市場
業務マニュアル
長期脱炭素電源オークション
ペナルティ・
容量確保契約金額対応 編
(案)

2024 年 月 日 第 1 版 発行

電力広域的運営推進機関

(変更履歴)

	変更点		日付
	変更箇所	変更内容	
初版	新規作成	—	

※誤字等、業務内容に影響しない事項は随時修正します。

目次

第1章	はじめに	4
1.1	本業務マニュアルの対象事業者および対象ケース	5
1.2	本業務マニュアルの構成	6
第2章	経済的ペナルティへの対応	7
2.1	請求への対応	8
2.2	支払不足への対応	16
Appendix.1	図表一覧	17
Appendix.2	業務全体像	18

第1章 はじめに

容量市場 業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション ペナルティ・容量確保契約金額対応編（以下、本業務マニュアル）は、電力広域的運営推進機関（以下、本機関）の業務規程（第32条の5）の規定に基づき作成された文書です。

長期脱炭素電源オークション（以下、本オークション）の容量提供事業者に係る契約締結以降の業務（以下、容量確保契約期間業務）は電源によって最短で2024年度から一部業務を実施いただく可能性があります。2024年度から実施する可能性のある一部の容量確保契約期間業務について本業務マニュアルのほか、『電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務編』、『実需給期間前に発生するリクワイアメント対応業務編』、『実需給期間前に発生するリクワイアメント対応業務編』が公表されています（図1-1参照）。

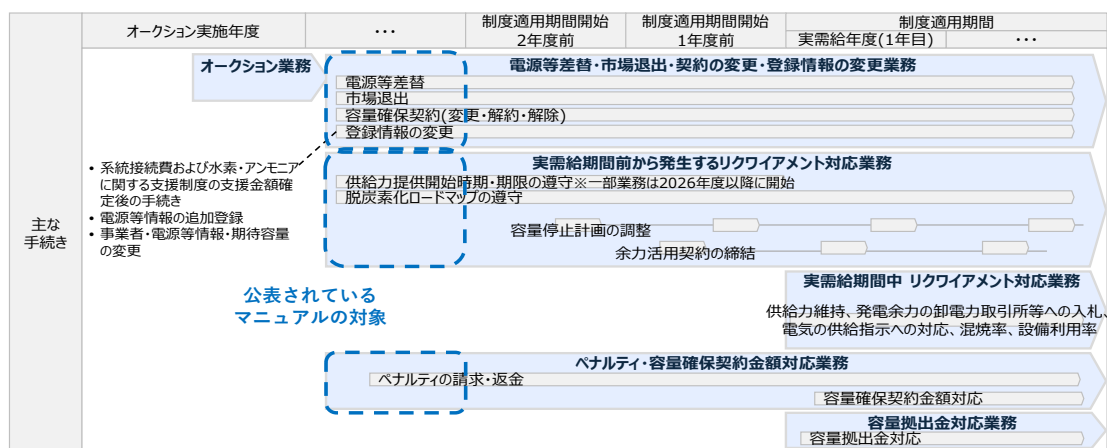


図 1-1 業務の発生時期と公表されているマニュアルの対象

各マニュアルに記載されている業務は関連していますので、必要に応じて本業務マニュアル以外もご参照ください。本業務マニュアルは本オークションの容量提供事業者が実施する手続きのうち、経済的ペナルティ等の請求対応に係る業務手順やシステム¹の操作方法²が記載されています。

なお、本業務マニュアルにおいては制度適用期間前に発生し得る経済的ペナルティに係る請求および支払不足への対応について記載しています（図1-2参照）。

¹ 容量市場システムは、容量市場における容量オークション等への参加を希望する本機関会員、その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うために必要な機能を備えた情報処理システムです。

² 本業務マニュアルに記載している容量市場システムの機能は一部であり、その他の機能は必要に応じて容量市場システムマニュアルを参照してください。

容量確保契約金額対応等の制度適用期間以降に係る業務手順については、今後当該業務が発生する際に本業務マニュアルに追記します。

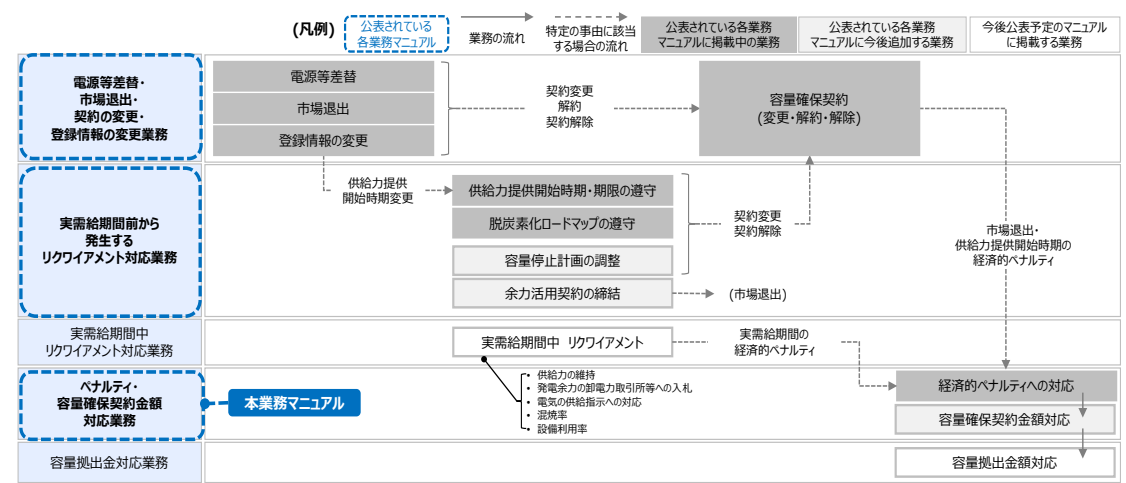


図 1-2 業務の関係性と本業務マニュアルの対象とする業務

- 1.1 本業務マニュアルの対象事業者および対象ケース
- 1.2 本業務マニュアルの構成

1.1 本業務マニュアルの対象事業者および対象ケース

本業務マニュアルの対象事業者は、本オークションの容量提供事業者です。
以下のケースが発生した際に、該当の章. 節を参照のうえ、対応を行ってください
(表 1-1 参照)。

表 1-1 本業務マニュアルの対象事業者および対象ケース

対応する章. 節	業務名	対象事業者	参照の対象ケース
2.1	請求への対応	容量提供事業者	「市場退出時の経済的ペナルティ」または「制度適用期間前の経済的ペナルティ」の請求を受領した場合
2.2	支払不足への対応	容量提供事業者	支払不足に係る連絡を受領した場合

1.2 本業務マニュアルの構成

本業務マニュアルにおける章の構成は以下の通りです（図 1-3 参照）。

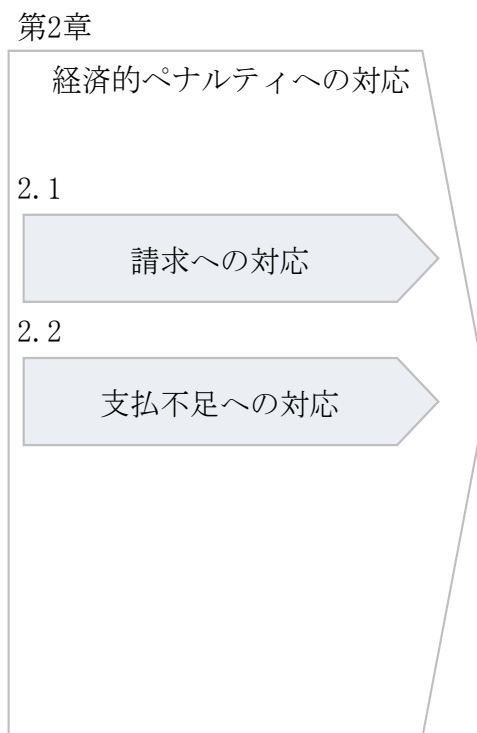


図 1-3 本業務マニュアルの構成（第1章除く）

第2章 経済的ペナルティへの対応

本章では、経済的ペナルティへの対応に関する以下の内容について説明します（図 2-1 参照）。

2.1 請求への対応

2.2 支払不足への対応

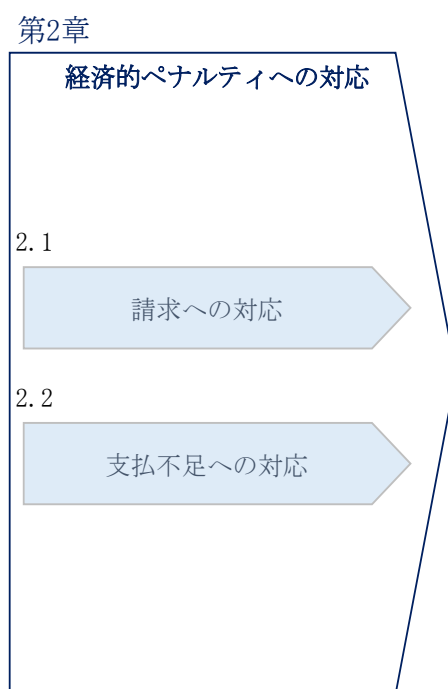


図 2-1 第2章の構成

なお、制度適用期間前に発生し得る経済的ペナルティは以下です（表 2-1 参照）。
該当する経済的ペナルティが発生していない容量提供事業者については、本章の確認は不要です。

表 2-1 制度適用期間前に発生し得る経済的ペナルティ

取引性質	ペナルティ（長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款より）
請求	第12条 市場退出時の経済的ペナルティ
	第15条 制度適用期間前のペナルティ ① 供給力提供開始時期の遵守

2.1 請求への対応

本節は、経済的ペナルティの請求への対応について以下の流れで説明します（図 2-2 参照）。

2.1.1 請求内容の受領

2.1.2 指定口座への振込

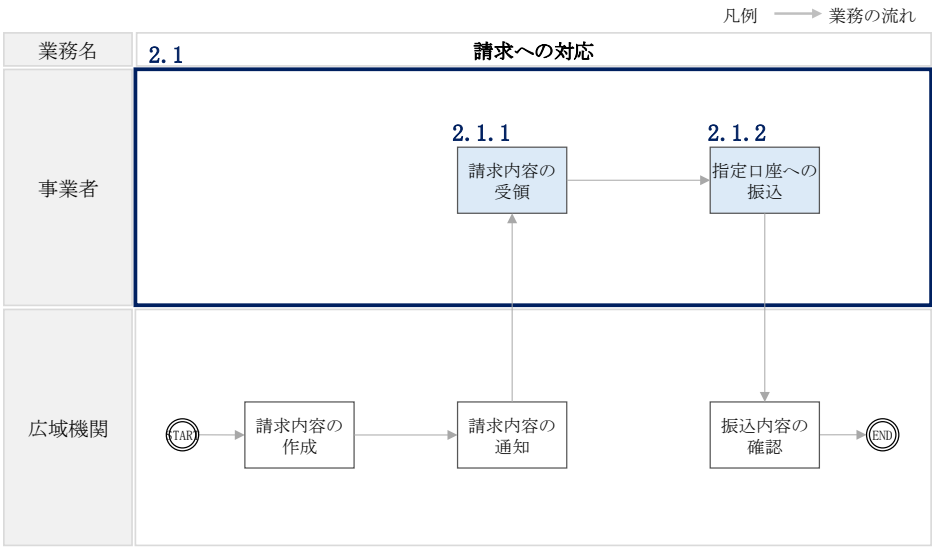


図 2-2 請求への対応業務の詳細構成

2.1.1 請求内容の受領

【概要】

本項は、請求内容の受領について説明します。

「変更契約書」または「解約合意書」（「解除通知書」）に記載された請求情報を確認してください。

【詳細手順】

請求内容については、「変更契約書」または「解約合意書」（「解除通知書」）に記載して郵送します。通知内容の確認後、経済的ペナルティの支払手続が必要となります。

請求内容を受領後、以下記載項目を参照し、内容を確認してください（図 2-3、図 2-4、図 2-5、図 2-6、表 2-2、表 2-3、表 2-4、表 2-5 参照）。

変更契約書

下記の容量提供事業者（以下「甲」という。）と電力広域的運営推進機関（以下「乙」という。）は、オークション募集要綱（応札年度20XX年度）および容量確保契約約款（以下「約款」という。）に基づき、甲と乙との間で20XX年XX月XX日に締結した容量確保契約書（以下「原契約」という。）を変更することに關し、この変更契約（以下「本変更契約」という。）を締結する。

なお、本契約書に定めのない事項については、約款によるものとする。

記

1. 甲及び乙は、原契約の容量提供事業者及び応札年度は、以下のとおりであることを確認する。

容量提供事業者	Sample(111111111111)
応札年度	20XX年度
契約期間	約款に記載のとおり

2. 甲及び乙は、以下の日付をもって原契約を変更する。

変更契約締結日	20XX/XX/XX
---------	------------

3. 甲及び乙は、以下の理由により原契約（容量確保契約書（本紙/別紙））を変更することに合意する。

変更理由	(例) 市場退出に伴い容量確保契約容量が変更されるため
------	--------------------------------

4. 甲及び乙は、原契約（容量確保契約書（本紙））の変更前後情報を以下のとおりとすることに合意する。なお、変更後の電源の内訳は、容量市場システムに登録されている別紙のとおりとする。

要素	変更前	変更後
容量提供事業者名 （事業者コード）	Sample (111111111111)	Sample (111111111111)
容量確保契約容量[kW]	(例)200,000	(例)150,000
容量確保契約金額[円]	xxx,xxx,xxx	xxx,xxx,xxx

5. 甲及び乙は、変更契約に伴い発生する経済的ペナルティの金額は以下のとおりであることを確認する。甲は、本変更契約書の締結日の翌月末日までに、乙に対し、以下の振込先に対し振込送金する方法により、経済的ペナルティを支払うものとし、振込手数料は甲の負担とする。

経済的ペナルティ[円]	xxx,xxx,xxx
ペナルティ振込先	Xxx

6. 乙は、前項の経済的ペナルティに関して、容量確保契約約款第15条第2項各号に該当する場合、当該各号に記載する金額を甲に返金する。返金方法は市場退出表明書に甲が記載した銀行口座への振込送金する方法によるものとし、振込手数料は甲の負担とする。なお、返金の履行地は乙の所在地とする。

7. 第6項及び第7項の規定は、甲が市場退出または供給力提供開始時期の変更に伴って、本変更契約を締結する場合に限り、適用するものとする。

以上を証するため、本変更契約の各当事者は下記の日付において、本書を2部作成し、記名、押印のうえ、各1部保有する。

xxxx 年 xx 月 xx 日

甲：

乙： 東京都江東区豊洲6-2-15
電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力

図 2-3 変更契約書（本紙）イメージ

変更契約書（補足情報）

以下では、乙が甲に請求する経済的ペナルティ金額の補足情報として、金額算定根拠を記載する。

<市場退出の場合>

応札年度	2023年度
市場退出年度	2027年度
物価補正	①応札前年度JACPI年平均値
	②市場退出前年度JACPI年平均値
	③物価補正項（②÷①）
④物価補正前契約単価[円/kW/年]	1,000
⑤物価補正後契約単価[円/kW/年]（④×③）	1,056
⑥退出容量[kW]	100,000
経済的ペナルティ[円]（⑤×⑥）	10,560,000

<供給力提供開始時期の遵守>

オークション種別・対象実需給年度 ^{*1}		メインオークション約定 単価[円/kW] ^{*2} (①)	差替を除く 契約容量[kW] (②)	経済的ペナルティ金額[円] ^{*3} (メインオークションの場合：①×②×5%) (追加オークションの場合：①×②×10%)
メインオークション	20XX年度	9,999	9,999	9,999,999 (③)
	20XX年度	9,999	9,999	9,999,999 (④)
	20XX年度	9,999	9,999	9,999,999 (⑤)
	20XX年度	9,999	9,999	9,999,999 (⑥)
追加オークション	20XX年度	9,999	9,999	9,999,999 (⑦)
		計		99,999,999(③+④+⑤+⑥+⑦)

*1: 供給力提供開始時期の変更により、供給曲線へ影響を及ぼしたオークションの種別および対象実需給年度

*2: 供給曲線に影響を及ぼす年度のメインオークションにおける当該電線が立地するエリアの約定価格（円/kW）

*3: メインオークション約定単価に差替を除く契約容量を乗算して算出

図 2-4 変更契約書（補足情報）イメージ

表 2-2 請求内容の記載項目 変更契約書

No	記載項目	記載内容
1	経済的ペナルティ[円]	経済的ペナルティ総額
2	ペナルティ振込先	経済的ペナルティの振込先

表 2-3 金額算定根拠の項目 変更契約書

〈市場退出の場合〉

	記載項目		記載内容
1	応札年度		応札年度
2	市場退出年度		市場退出年度
3	物価補正	応札前年度コア CPI 年平均値	応札年度前年の消費者物価指数（コア CPI、年平均値）
4		市場退出前年度コア CPI 年平均値	市場退出年度前年の消費者物価指数（コア CPI、年平均値）
5		物価補正項	応札年度前年消費者物価指数（コア CPI、年平均値）と市場退出前年消費者物価指数（コア CPI、年平均値）算定された物価補正項
6	物価補正前契約単価[円/kW/年]		物価補正前の契約単価
7	物価補正後契約単価[円/kW/年]		物価補正後の契約単価
8	退出容量[kW]		市場退出する容量
9	経済的ペナルティ[円]		経済的ペナルティの金額

〈供給力提供開始時期の変更の場合〉

	記載項目	記載内容
1	オークション種別・対象実需給年度	供給力提供開始時期の変更により、供給曲線へ影響を及ぼしたオークションの種別および対象実需給年度（影響のある種別・年度のみ）
2	メインオークション約定単価 [円/kW]	対象実需給年度におけるメインオークション約定単価
3	差替を除く契約容量 [kW]	対象事業者における、差替を除く契約容量
4	経済的ペナルティ額 [円]	影響を及ぼした対象実需給年度のメインオークション約定単価と差替を除く契約容量により算出されたペナルティ金額

解約合意書

下記の容量提供事業者（以下「甲」という。）と電力広域的運営推進機関（以下「乙」という。）は、以下の解約について合意する。
なお、本合意書に定めない事項については、オークション募集要綱（応札年度2023年度）および容量確保契約約款（以下「約款」という。）によるものとする。

記

1. 甲および乙は、2024年5月31日に締結した容量確保契約（以下「原契約」という。）を、次項の解約日をもって終了させ、原契約は将来に向けてその効力を失うものとする。
なお、解約する原契約の容量提供事業者および応札年度は以下のとおりとする。

容量提供事業者	DDIナジー
応札年度	2023年度

2. 解約日は以下のとおりとする。

解約日	2024年7月1日
-----	-----------

3. 甲及び乙は、市場退出に伴う退出容量および経済的ペナルティの金額は以下のとおりであると確認する。甲は、本合意書の締結日の翌末日までに、乙に対し、以下の振込先に対し振込送金する方法により、経済的ペナルティを支払うものとし、振込手数料は甲の負担とする。

退出容量[kW]	100,000
経済的ペナルティ[円]	10,560,000
ペナルティ振込先	Xxx

4. 前3項に関わらず、原契約に関して解約日時点で甲、乙が双方の相手方に対して有する債権および守秘義務については、解約日以降も原契約の効力を失わないものとする。

5. 市場退出に伴い支払われた経済的ペナルティに関して、容量確保契約約款第13条第2項各号に該当する場合、各号に基づいて算出された金額を乙は甲に返金する。返金方法は市場退出表明書に甲が記載した銀行口座への振込送金する方法によるものとし、振込手数料は甲の負担とする。なお、返金の履行地は乙の所在地とする。

以上を証するため、本合意書の各当事者は下記の日付において、本書を2部作成し、記名、押印のうえ、各1部保有する。

年 月 日

甲：

乙： 東京都江東区豊洲6-2-15
電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力

図 2-5 解約合意書イメージ

解約合意書（補足情報）		
以下では、乙が甲に請求する経済的ペナルティ金額の補足情報として、金額算定根拠を記載する。		
応札年度		2023年度
市場退出年度		2027年度
物価補正	①応札前年度コアCPI年平均値	101.4
	②市場退出前年度コアCPI年平均値	107.1
	③物価補正項（②÷①）	1.06
④物価補正前契約単価[円/kW/年]		1,000
⑤物価補正後契約単価[円/kW/年]（④×③）		1,056
⑥退出容量[kW]		100,000
経済的ペナルティ[円]（⑤×⑥）		10,560,000

図 2-6 解約合意書（補足情報）イメージ

表 2-4 請求内容の記載項目 解約合意書

No	記載項目	記載内容
1	経済的ペナルティ[円]	経済的ペナルティ総額
2	ペナルティ振込先	経済的ペナルティの振込先

表 2-5 金額算定根拠の項目 解約合意書

No	記載項目		記載内容
1	応札年度		応札年度
2	市場退出年度		市場退出年度
3	物価補正	応札前年度コア CPI 年平均値	応札年度前年の消費者物価指数（コア CPI、年平均値）
4		市場退出前年度コア CPI 年平均値	市場退出年度前年の消費者物価指数（コア CPI、年平均値）
5		物価補正項	応札年度前年消費者物価指数（コア CPI、年平均値）と市場退出前年消費者物価指数（コア CPI、年平均値）より算定された物価補正項
6	物価補正前契約単価[円/kW/年]		物価補正前の契約単価
7	物価補正後契約単価[円/kW/年]		物価補正後の契約単価
8	退出容量[kW]		市場退出する容量
9	経済的ペナルティ[円]		経済的ペナルティの金額

なお、容量確保契約の変更・解約・解除の手続きについては、『容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション（電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務編）』の『5.1 容量確保契約の変更』『5.2 容量確保契約の解約』『5.3 容量確保契約の解除』を参照してください。

2.1.2 指定口座への振込

【概要】

本項は、本機関が指定する銀行口座への振込手続きについて説明します。

【詳細手順】

容量提供事業者は、請求内容の記載を基に、支払期限日までに指定された銀行口座へ請求金額の振込を行ってください。なお、振込にかかる手数料は、容量提供事業者負担であることにご留意ください。

また、振込人名（カナ）は以下の通りに記載してください。

- ・振込人名：事業者コード（4 桁）＋空白 1 文字＋法人略称＋事業者名（カナ）
- ・法人略称は、金融機関口座カナ名義と同様の略称としてください。
- ・ただし、事業名称（協同組合等）については、法人略称は不要です。

例）株式会社電力広域的運営推進機関（事業者コード：1234）の場合

振込人名：1234 カ)デソリョクコウイテキンエイスイシンカン

例）電力広域的運営推進機関協同組合（事業者コード：5678）の場合

振込人名：5678 デソリョクコウイテキンエイスイシンカンキョウトウクミアイ

注1：振込人名の設定ができない場合について

容量提供事業者のシステム等の都合により、上記の振込人名の設定ができない場合は、容量市場システムに登録されている会社名（カナ）を振込人名に記載ください。ただし、振込人名称に法人形態の記載は必須ではないですが、法人形態を記載する場合は金融機関口座振込時の略称ルールに従ってください。

例えば、会員情報管理システムに登録されている会社名（カナ）が「アイウエオ」または「アイウエオカブシキカイシャ」の場合、振込人名は「アイウエ」または「アイウエカ」としてください。

注2：メインオークションおよび追加オークションとの合算した振込について

メインオークションおよび追加オークションに関する請求の振込を、長期脱炭素電源オークションの請求の振込と同時に行う場合は、合算して振込を行うことができます。

2.2 支払不足への対応

本節は、容量提供事業者の支払不足への対応について、以下の流れで説明します（図2-7 参照）。

2.2.1 支払不足への対応策の確認

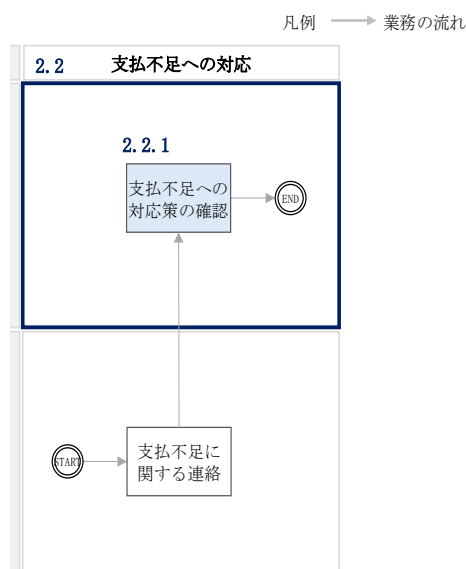


図 2-7 支払不足への対応業務の詳細構成

2.2.1 支払不足への対応策の確認

【概要】

本項は、容量提供事業者の支払不足の確認について説明します。支払不足に関する本機関からの連絡を確認し、支払不足への対応案を本機関と合意してください。

【詳細手順】

請求額に対して容量提供事業者からの振込額に不足があった場合は、本機関より支払不足が発生している旨を電話または電子メールで連絡しますので、支払状況を確認のうえ、支払不足への対応案を本機関と合意してください。合意した内容は電子メールにて送信されますので、内容を確認してください。

支払不足に伴う追加支払の対応が必要な場合は、不足額分の振込の手続きを行ってください。なお、振込手数料は容量提供事業者負担であることにご留意ください。

Appendix.1 図表一覧

図 1-1 業務の発生時期と公表されているマニュアルの対象	4
図 1-2 業務の関係性と本業務マニュアルの対象とする業務	5
図 1-3 本業務マニュアルの構成（第1章除く）	6
図 2-1 第2章の構成	7
図 2-2 請求への対応業務の詳細構成	8
図 2-3 変更契約書（本紙）イメージ	9
図 2-4 変更契約書（補足情報）イメージ	10
図 2-5 解約合意書イメージ	12
図 2-6 解約合意書（補足情報）イメージ	13
図 2-7 支払不足への対応業務の詳細構成	16
表 1-1 本業務マニュアルの対象事業者および対象ケース	5
表 2-1 制度適用期間前に発生し得る経済的ペナルティ	7
表 2-2 請求内容の記載項目 変更契約書	11
表 2-3 金額算定根拠の項目 変更契約書	11
表 2-4 請求内容の記載項目 解約合意書	14
表 2-5 金額算定根拠の項目 解約合意書	14

Appendix.2 業務全体像

